松山広域都市計画地区計画の変更(重信町決定)

平成12年6月1日 重信町告示第20号

都市計画 牛渕地区 地区計画を次のように変更する。

	名称		牛渕地区地区計画							
	位 置		温泉郡重信町大字牛渕 字二本木、字横畑、字上樋字砂子地及び 字四反地の各一部							
	面積		約7. 2 h a							
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、町の西部に位置し国道11号、伊予鉄道横河原線に接した区域で、地区周辺においては、県営牛渕団地や民間宅地開発が行われ、既に良好な市街地を形成している。 このため、当地区についても地区計画の策定により、地区施設(道路)の整備、建築物の用途の混在による環境悪化の防止を行うことにより、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。								
	土 地 利 用 の 方 針	地区の特性に応じた土地利用を図るために、当地区を住宅地区、工業地区に区分する。 (住宅地区) 住宅地区については、1戸建住宅を主体として良好な住環境を確保する。 (工業地区) 工業地区については、近隣住宅への影響を配慮し、周辺住宅地区との調和を図りながら、国道11号に面する地区については、主として沿道型工場・サービス施設、流通業務施設及び軽工業を集積させ、秩序ある土地利用を誘導し、良好な市街地の形成を図る。								
	地区施設の整備方針	地区施設として区画道路(幅員4~6m)を適切に配置する。 地区施設の配置にあたっては、適性な規模の街区形成に留意するとともに、 既存道路の有効な活用を図り、地権者間の負担の均衡にも極力配慮するもの とする。								
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延 長	摘	要			
			区画道路区画道路	6 m 5 m	約440m 約 50m					
			区画道路	4 m	約820m					

		**ログログ	区域の名称	住 宅 地 区	工 業 地 区	摘	要
		地区の区分区分の面積		約3.7ha	約3.5ha	1問	安
				建築基準法(昭和25年法律 第201号)第48条第5項 の規定による制限のほか、 次の各号に掲げる建築物は 建築してはならない。	第 210号) 第 48 条第 10 項 の規定による制限のほか、		
地	建			1 ホテル、旅館	1 ホテル、旅館		
区	築物			2 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スキー場			
整	等			3 畜舎で床面積の合計が 15㎡を超えるもの	3 マージャン屋、ぱちん こ屋、射的場、勝馬投票券 発売所、場外車券売場その 他これらに類するもの		
	に関	建築物の目	用途の制限		4 劇場、映画館、演芸場、 又は観覧場		
備	す	ZZX 1309/13ZZ 9 11/12Z			5 キャバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホー ルその他これらに類するも		
計	る				の 6 畜舎で床面積の合計が		
	事				15㎡を超えるもの		
画	項				7 カラオケボックスその 他これに類するもの		
					8 建築基準法別表第2 (ぬ)項第3号に掲げる工 場の内、(一)、(八の三)、 (十)、(十四)、(十七の 四)、に掲げるもの 9 建築基準法別表第2 (ぬ)項第4号の内、(一) の火薬類		

「区域、地区整備計画の区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

一級河川重信川水系内川の河川改修計画にあわせ、地区計画の一部廃止、及び地区施設(区画道路・4m)を 一部変更するものである。

また、既に住宅等が立地している工業地区の区域について、良好な住環境を確保するため、工業地区から住宅地区へ変更するものである。